

所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養費 算定要件

- ①対象の入所者はいずれかに該当する者であること。
 - ・肺炎の者・尿路感染症の者・带状疱疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
- ※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- ※同一の入所について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
- ※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

算定状況

2020年(令和2年)度

病名	件数	日数
肺炎	0	0
尿路感染症	0	0
带状疱疹	0	0

2021年(令和3年)度

病名	件数	日数
肺炎	0	0
尿路感染症	1	1
带状疱疹	1	3
蜂窩織炎	0	0